

第 48 号 議 案

平成 31 年 1 月 31 日
任 用 給 与 課

「職員の採用・昇任等に関する一般基準」の一部改正について

標記の件について、下記のとおり改正する。

記

1 改正事項

組織改正等に伴う改正及び文言整理

2 改正内容

別紙及び新旧対照表のとおり。

なお、「『職員の採用・昇任等に関する一般基準』の一部改正について」（平成 30 年 11 月 28 日決定）の新旧対照表現行の欄中附則「この一般基準は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。」を「この一般基準は、平成 31 年 1 月 31 日から適用する。」に改める。

3 適用日

平成 31 年 1 月 31 日

「職員の採用・昇任等に関する一般基準」の一部改正について

組織改正等に伴い、所要の改正を行う。

項 目 該 当 項 番	内 容													
別表 3 職種表	<p>【組織改正等に伴う規定整備】</p> <p>平成 29 年度末に東村山ナーシングホームを廃止したことにより、高齢者等の介護を行う職場がなくなったことから、職種表における備考欄を改正する。</p> <table border="1" data-bbox="416 584 1461 741"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正案</th> <th>現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉</td> <td>福祉関係施設等における<u>相談、指導、育成、養護</u>等の職務</td> <td>福祉関係施設における入所者等の<u>指導、生活相談、育成、養護、介護</u>等の職務</td> </tr> </tbody> </table> <p>【その他文言整理】</p> <p>別紙新旧対照表のとおり</p>			改正案	現行	福祉	福祉関係施設等における <u>相談、指導、育成、養護</u> 等の職務	福祉関係施設における入所者等の <u>指導、生活相談、育成、養護、介護</u> 等の職務						
	改正案	現行												
福祉	福祉関係施設等における <u>相談、指導、育成、養護</u> 等の職務	福祉関係施設における入所者等の <u>指導、生活相談、育成、養護、介護</u> 等の職務												
別表 8 職務分類基準 (I) 1 級職 (II 類) への 採用選考基準 及び方法 別表 9 職務分類基準 (I) 1 級職 (III 類) への 採用選考基準 及び方法	<p>【組織改正等に伴う規定整備】</p> <p>平成 29 年度末に東村山ナーシングホームを廃止したことにより、介護福祉士を配置する職場がなくなったことから、II 類及びIII 類の選考基準である経歴・資格・免許を改正する。</p> <p>○ II 類</p> <table border="1" data-bbox="416 1077 1461 1294"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正案</th> <th>現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉</td> <td>社会福祉士、保育士、児童指導員、児童生活支援員又は児童自立支援専門員の資格を有する者 短大を卒業した者で、社会福祉関連事業経験 2 年以上の者</td> <td>社会福祉士、<u>介護福祉士</u>、保育士、児童指導員、児童生活支援員又は児童自立支援専門員の資格を有する者 短大を卒業した者で、社会福祉関連事業経験 2 年以上の者</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ III 類</p> <table border="1" data-bbox="416 1346 1461 1563"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正案</th> <th>現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉</td> <td>社会福祉士、保育士、児童指導員、児童生活支援員又は児童自立支援専門員の資格を有する者 高校を卒業した者で、社会福祉関連事業経験 2 年以上の者</td> <td>社会福祉士、<u>介護福祉士</u>、保育士、児童指導員、児童生活支援員又は児童自立支援専門員の資格を有する者 高校を卒業した者で、社会福祉関連事業経験 2 年以上の者</td> </tr> </tbody> </table>			改正案	現行	福祉	社会福祉士、保育士、児童指導員、児童生活支援員又は児童自立支援専門員の資格を有する者 短大を卒業した者で、社会福祉関連事業経験 2 年以上の者	社会福祉士、 <u>介護福祉士</u> 、保育士、児童指導員、児童生活支援員又は児童自立支援専門員の資格を有する者 短大を卒業した者で、社会福祉関連事業経験 2 年以上の者		改正案	現行	福祉	社会福祉士、保育士、児童指導員、児童生活支援員又は児童自立支援専門員の資格を有する者 高校を卒業した者で、社会福祉関連事業経験 2 年以上の者	社会福祉士、 <u>介護福祉士</u> 、保育士、児童指導員、児童生活支援員又は児童自立支援専門員の資格を有する者 高校を卒業した者で、社会福祉関連事業経験 2 年以上の者
	改正案	現行												
福祉	社会福祉士、保育士、児童指導員、児童生活支援員又は児童自立支援専門員の資格を有する者 短大を卒業した者で、社会福祉関連事業経験 2 年以上の者	社会福祉士、 <u>介護福祉士</u> 、保育士、児童指導員、児童生活支援員又は児童自立支援専門員の資格を有する者 短大を卒業した者で、社会福祉関連事業経験 2 年以上の者												
	改正案	現行												
福祉	社会福祉士、保育士、児童指導員、児童生活支援員又は児童自立支援専門員の資格を有する者 高校を卒業した者で、社会福祉関連事業経験 2 年以上の者	社会福祉士、 <u>介護福祉士</u> 、保育士、児童指導員、児童生活支援員又は児童自立支援専門員の資格を有する者 高校を卒業した者で、社会福祉関連事業経験 2 年以上の者												

職員の採用・昇任等に関する一般基準新旧対照表

改正案	現行
<p>職員の採用・昇任等に関する一般基準 (昭和61年3月26日 決定) 1から17まで (現行のとおり) 付則 (現行のとおり) 附則 この一般基準は、平成31年1月31日から適用する。 (参考) (現行のとおり) 別表1及び別表2 (現行のとおり)</p>	<p>職員の採用・昇任等に関する一般基準 (昭和61年3月26日 決定) 1から17まで (略) 付則 (略) 附則 この一般基準は、平成30年4月1日から適用する。 (参考) (略) 別表1及び別表2 (略)</p>

改正案					現行				
別表3 職種表					別表3 職種表				
区分	職種	職種番号	職務名	備考	区分	職種	職種番号	職務名	備考
事務系	事務から管理主事まで	(現行のとおり)			事務系	事務から管理主事まで	(略)		
	社会教育	196	社会教育	教育庁等における社会教育主事補の行う職務		社会教育	196	社会教育	教育庁における社会教育主事補の行う職務
福祉系	福祉	701	福祉	福祉関係施設等における相談、指導、育成、養護等の職務	福祉系	福祉	701	福祉	福祉関係施設における入所者等の指導、生活相談、育成、養護、介護等の職務
	心理から補装具製作まで	(現行のとおり)				心理から補装具製作まで	(略)		
一般技術系	土木及び建築	(現行のとおり)			一般技術系	土木及び建築	(略)		
	機械	203	機械技術	機械に関する計画、設計、工事監督、保守管理等の職務		機械	203	機械技術	機械に関する計画、設計、工事、保守管理等の職務
	電気	204	電気技術	電気に関する計画、設計、工事監督、保守管理等の職務		電気	204	電気技術	電気に関する計画、設計、工事、保守管理等の職務
	環境検査から海洋技術まで	(現行のとおり)				環境検査から海洋技術まで	(略)		
	農業技術	240	農業技術	産業労働局等における農事、農芸化学、蚕糸等に関する指導、試験、研究等の職務		農業技術	240	農業技術	産業労働局における農事、農芸化学、蚕糸等に関する指導、試験、研究等の職務
	獣医	(現行のとおり)				獣医	(略)		
	職業訓練	302	職業訓練指導	職業能力開発センター等における職業訓練指導等の職務		職業訓練	302	職業訓練指導	職業能力開発センターにおける職業訓練指導の職務
	写真から航空機械技術まで	(現行のとおり)				写真から航空機械技術まで	(略)		
医療技術系	医師から医療技術まで	(現行のとおり)			医療技術系	医師から医療技術まで	(略)		
	臨床検査	429	臨床検査技師	病院、健康安全研究センター等における生化学的検査及び生理学的検査等を行う職務		臨床検査	429	臨床検査技師	病院、健康安全研究センター等における生化学的検査及び生理学的検査を行う職務
技能系	自動車運転から技能Ⅰまで	(現行のとおり)			技能系	自動車運転から技能Ⅰまで	(略)		
	技能Ⅱ	564	設備管理	建設局の水門等の施設における諸設備の保守管理の職務		技能Ⅱ	564から561まで	設備管理	建設局の水門等の施設、産業労働局の試験機関等における諸設備の保守管理の職務
業務系	(現行のとおり)				業務系	(略)			
運輸系	(現行のとおり)				運輸系	(略)			
別表4から別表7まで (現行のとおり)					別表4から別表7まで (略)				

改正案					現行					
別表8 職務分類基準（Ⅰ）1級職（Ⅱ類）への採用選考基準及び方法					別表8 職務分類基準（Ⅰ）1級職（Ⅱ類）への採用選考基準及び方法					
職種	給料	選考の基準及び方法			職種	給料	選考の基準及び方法			
		経歴・資格・免許	年齢 (未満)	方法			経歴・資格・免許	年齢 (未満)	方法	
事務系	(現行のとおり)				事務系	(略)				
福祉系	福祉	行(一)1	社会福祉士、保育士、児童指導員、児童生活支援員又は児童自立支援専門員の資格を有する者 短大を卒業した者で、社会福祉関連事業経験2年以上の者	20～35	筆記・面接	福祉	行(一)1	社会福祉士、 <u>介護福祉士</u> 、保育士、児童指導員、児童生活支援員又は児童自立支援専門員の資格を有する者 短大を卒業した者で、社会福祉関連事業経験2年以上の者	20～35	筆記・面接
	福祉技術	(現行のとおり)			福祉技術	(略)				
一般技術系	(現行のとおり)				一般技術系	(略)				
医療技術系	(現行のとおり)				医療技術系	(略)				

改正案					現行					
別表9 職務分類基準（Ⅰ）1級職（Ⅲ類）への採用選考基準及び方法					別表9 職務分類基準（Ⅰ）1級職（Ⅲ類）への採用選考基準及び方法					
職種	給料	選考の基準及び方法			職種	給料	選考の基準及び方法			
		経歴・資格・免許	年齢 (未満)	方法			経歴・資格・免許	年齢 (未満)	方法	
事務系	(現行のとおり)				事務系	(略)				
福祉系	福祉	行(一)1	社会福祉士、保育士、児童指導員、児童生活支援員又は児童自立支援専門員の資格を有する者 高校を卒業した者で、社会福祉関連事業経験2年以上の者	20～35	筆記・面接	福祉	行(一)1	社会福祉士、 <u>介護福祉士</u> 、保育士、児童指導員、児童生活支援員又は児童自立支援専門員の資格を有する者 高校を卒業した者で、社会福祉関連事業経験2年以上の者	20～35	筆記・面接
	補装具製作	(現行のとおり)				補装具製作	(略)			
一般技術系	(現行のとおり)				一般技術系	(略)				
医療技術系	(現行のとおり)				医療技術系	(略)				
別表9の2から別表27まで (現行のとおり)					別表9の2から別表27まで (略)					